

インターネットによる人権侵害

インターネットの正しい利用を！

わが国のインターネットの利用人口は年々増加しています。近年では、携帯電話、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子どもたちにとっても身近なものになっています。知りたい情報を、誰でも簡単に、すぐに手に入れられます。また、掲示板への書き込みやホームページの開設により、広く世界中の人々に対して自分の意見や考えを情報発信し、交流することができます。しかし、インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、間違った使い方や悪意をもった使い方をする、簡単に、しかも取り返しがつかないほど深く人を傷つける「凶器」にもなりえます。

インターネット上の人権侵害の特徴

●加害の容易性

誰でも簡単に書き込みができ、画像・情報の複製や、事実と異なる編集も容易に行えます。

●匿名性

名前を明かさずに書き込みができるので、被害者自身が加害者を特定することが難しく、被害者の不安や精神的な負担が大きくなります。

●被害の急速・拡大化

いったんネット上に掲載された情報は、世界中の誰もが閲覧できる上、内容がコピー・転載されると、短時間で拡散するおそれがあります。

●被害の回復困難性

情報の発信者やサイトの管理者が特定できないと、いったん広まった情報を削除することが非常に難しくなります。

人権を侵害しないために～インターネットにおける人権侵害を防ぐチェックポイント～

インターネット上の掲示板やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などの利用にあたっては、常に読み手や書き込みの相手に配慮しなければなりません。顔は見えなくても、インターネットの先には必ず、自分と同じ人間がいます。人権を侵害しないためには、画面の向こうにいるその人に対しても、普段の生活と同じような気配りが必要です。

■差別的な発言や誹謗・中傷、人権侵害につながる情報は書き込まない。

■うそや不確かな情報は書き込まない、広めない。

■なりすまし行為はしない。

■個人情報は書き込まない。

■子どもにインターネットを使わせる際は、時間や使い方などの約束事を前もって決めるとき同時にフィルタリング（子どもの年齢や成長に応じて、利用できる機能を制限できるサービス）などを活用する。

ルールやマナーを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。



もし被害にあったら……

もしインターネットの掲示板などで、プライバシーの侵害や、差別書き込みなどの人権侵害を受けた場合には、情報の発信者や情報を掲載している掲示板の管理人、プロバイダ（インターネット接続サービスの提供者）などに、記事の削除要請や発信者情報の開示請求をすることができます。証拠として保存した掲示板などの内容を添付して、掲示板の管理人やプロバイダ等に連絡してください。また、奈良地方法務局人権擁護課等でも、相談を受け付けています。